申請手続の流れ

盛土規制法に基づく手続　　都市計画法に基づく手続

	申請者	県	市町村
事前相談	事前相談 「(様式)事前確認表」に内容を記入し、都市計画課か森林土木・保全課へメール又はＦＡＸ送信し、電話で着信確認を行う。 事前相談窓口の通知	事前確認表の内容確認 「事前確認表」に審査担当を記入し、返信する。	
許可申請前	周辺住民への周知 （法第11条、法第29条） 地権者等の同意の取得 （法第12条第2項第4号、法第30条第2項第4号）		
許可申請～許可	★都市計画法に基づく開発許可対象の場合 開発許可申請書提出 ※徳島市、阿南市、つるぎ町又は県建築担当に提出して許可証を受理し、写しを添付した開発許可申請書を県盛土担当窓口へ提出する。 ★都市計画法に基づく開発許可対象でない場合 許可申請書提出 （法第12条第1項、法第30条第1項） 許可証受理 ※変更許可申請も同様の流れとする。	許可申請書受理 審査 許可証交付 （法第14条第2項、法第33条第2項） 許可事項の公表 （法第12条第4項、法第30条第4項） 関係市町村長へ通知 （法第12条第4項、法第30条第4項）	通知受理
工事施工	標識設置 （法第49条）（開発許可されたものは開発許可番号を記載） 工事着手届提出 中間検査申請書提出 （法第18条第1項、法第37条第1項） 合格証受理 定期報告書提出（3ヶ月ごと） （法第19条第1項、法第38条第1項）	工事着手届受理 中間検査申請書受理 中間検査 合格証交付 （法第18条第2項、法第37条第2項） 特定工程ごとに繰り返し 報告書受理	※開発許可された場合でも、規模に応じて盛土規制法に基づく中間検査、定期報告が別途必要。 土石の堆積は対象外
工事完了	完了検査申請書提出 （法第17条第1項、法第36条第1項） 検査済証受理	完了検査申請書受理 完了検査 検査済証交付 （法第17条第2項、法第36条第2項） 関係市町村長へ通知	※開発許可の完了検査手続は、別途必要。 土石の堆積の場合は、「完了検査」、「検査済」をそれぞれ「確認」、「確認済」と読み替える。 通知受理